

かがやく果樹産地づくり強化事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

J A、農業法人、担い手協議会等が行う、新たな担い手の参入等に向けた先行投資型果樹団地の整備に対する支援を行います。

3 利用対象者

農業者の組織する団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農地所有適格法人、任意組織）、公社、民間事業者 等

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 国事業（産地生産基盤パワーアップ事業又は果樹経営支援等対策事業）の計画が承認されていること
- 果樹再生戦略計画が承認されていること
- 新たな担い手が参入すること

(2) 対象経費：

- ① 果樹団地の先行投資型整備支援
- ② 整備後の未収益期間における苗木養成支援

(3) 補助率：

- ① 7/10〔国5/10、県2/10〕、市町村（任意）
- ② 定額〔国22万円/10a、県22万円/10a〕

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：果樹振興係
- (3) 電話番号：023-630-2466

やまがた農地リフレッシュ&アクション事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

新規就農者や地域の担い手、荒廃農地の所有者が行う荒廃農地の再生・利用を総合的に支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- 新規就農者及び実質化された人・農地プランに位置付けられた担い手又は荒廃農地の所有者であること
- 次の農地要件を全て満たすこと
 - ・ 農振農用地区域内の農地であること
 - ・ 荒廃農地A分類（1号遊休農地）であること
 - ・ 賃貸借等により取得した農地又は自らが所有する農地であること
- 賃貸借等によって、再生された農地で5年間以上耕作又は保全すること
- 事業実施にあたり直営施工を含むこと
- 事業費が200万円未満であること

(2) 対象経費

- 再生作業：伐採、伐根、障害物除去、深耕、整地、これらの作業に併せて行う土壌改良、簡易な排水対策 等
- 営農定着・粗放的利用：種子・苗木、飼料等の購入、植栽にかかる経費 等

(3) 補助率：1／4以内

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時受付
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

【県 庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：農村保全担当
- (3) 電話番号：023-630-3373

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：下記のとおり
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	023-621-8389	（企画担当）
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1341	（計画担当）
置賜総合支庁農村計画課	0238-35-9055	（地域保全担当）
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-5549	（企画担当）

農地集積・集約化対策事業費補助金（機構集積協力金交付事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

担い手への農地集積と集約化を支援し、生産コストの削減に資するよう、

- ①農地中間管理機構（以下「機構」という）にまとまった農地を貸し付け又は、機構を通じた農作業委託を行う地域等に対し「地域集積協力金」を交付します。
- ②機構からの転貸又は、機構を通じた農作業受託を行う地域等に対し「集約化奨励金」を交付します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

- ①地域集積協力金：地域計画の策定地域内等において、農地の一定割合以上が機構に貸し付けられること等
- ②集約化奨励金：地域計画の策定地域内等において、農地面積に占める同一の耕作者の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること等

(2) 対象経費：省略（地域集積協力金及び集約化奨励金は地域の話合いにより、用途の決定が可能）

(3) 補助率：定額（内容によって異なります）

①地域集積協力金：

	機構の活用率		交付単価 (農作業委託)	
	一般地域	中山間地域		
区分1	40% 超 50% 以下		1.3 万円/10 a	(0.6 万円/10 a)
区分2	50% 超 70% 以下	15% 超 30% 以下	1.6 万円/10 a	(0.8 万円/10 a)
区分3	70% 超 80% 以下	30% 超 50% 以下	2.2 万円/10 a	(1.1 万円/10 a)
区分4	80% 超	50% 超 80% 以下	2.8 万円/10 a	(1.4 万円/10 a)
区分5		80% 超	3.4 万円/10 a	(1.7 万円/10 a)

②集約化奨励金：

	団地面積の割合	1 団地あたりの 平均面積	交付単価 (農作業受託)	
区分1	10 ポイント増		1.0 万円/10 a	(0.5 万円/10 a)
区分2	20 ポイント増	1.5 倍以上	3.0 万円/10 a	(1.5 万円/10 a)

※受け手が位置付けられていない農地の場合、交付単価は0.5万円～1.5万円/10 a

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

(5) その他：

- ①地域集積協力金：前年度3月から実施年度の2月末までの機構への貸付面積又は機構を通じた農作業委託面積が対象
- ②集約化奨励金：前年度3月から実施年度の翌々年度の2月末までにおける機構

からの転貸面積又は機構を通じた農作業受託面積のうち新たに
団地化した面積が対象

5 募 集 期 間

- (1) 募集期間：最寄りの市町村農林主務課にお問い合わせください。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問 合 せ 先

【県 庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課
- (2) 担当（係）名：農地中間管理担当
- (3) 電話番号：023-630-2490

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：計画調整担当又は指導担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	023-621-8388
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1341
置賜総合支庁農村計画課	0238-26-6057
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-5547